

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本公示に記載の業務は、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通化する２件の業務を対象に、一括して公示し、審査を実施する試行業務である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に参加表明書の提出及び入札が必要である。

なお、希望業務のみに参加表明書を提出することもできる。

令和８年８月２０日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局青森河川国道事務所長 岡本 由仁

１．業務概要

（１）業務名

業務番号① 岩木川中流部（菖蒲川地区）工損事後調査等業務
（以下「①業務」という。）

業務番号② 岩木川中流部（大性地区）工損事後調査等業務
（以下「②業務」という。）

（①業務、②業務共に電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

（２）業務目的

①業務：本業務は、青森河川国道事務所における岩木川中流部改修工事により必要となった、地盤変動影響調査算定を行うものである。

②業務：本業務は、青森河川国道事務所における岩木川中流部改修工事により必要となった、地盤変動影響調査算定を行うものである。

（３）業務内容

①業務 ・地盤変動影響調査算定 木造建物１６棟、非木造建物２棟

②業務 ・地盤変動影響調査算定 木造建物１４棟、非木造建物１棟

（①業務、②業務共に主たる部門は事業損失部門）

（４）履行期間

①業務：契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

②業務：契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

（５）履行確実性

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、本業務の予定価格が５００万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（６）品質確保

本業務は、予定価格が５００万円を超え１,０００万円以下の場合、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

（７）入札方式

本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

（８）契約方式

本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

（９）賃上げを実施する企業の評価

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

（１０）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等に対して総合評価における加点を行う業務である。

（１１）その他（試行等）

本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年１２月３日付国官技第３０９号、国官総第１８２号、国営整第１４１号、国港総第５０１号、国港技第７８号、国空予管第９９１号、国空空技第３７９号及び国空交企第２６７号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

２．競争参加資格

（１）入札参加者に要求される資格

- １）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第９８条において準用する予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- ２）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- ３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ４）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ６）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（共通入札説明書参照）

(2) 指名競争入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

(3) 参加表明書の提出者に対する要件

1) 誓約書と参加表明書を同時に提出した者。

2) 補償コンサルタント登録

「補償コンサルタント登録規程」（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）（以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる事業損失部門の登録を受けていること。

3) 本店、支店又は営業所の所在地

東北地方整備局管内に本店、支店又は営業所のいずれかを有していること。

本店は、一般競争参加資格登録の所在地とする。

支店又は営業所は、本店から入札、契約手続に係る年間委任を受けた支店又は営業所とする。

4) 同種又は類似業務等の実績

東北地方整備局管内において、国、特殊法人等、地方公共団体、又は地方公社が発注した業務で、平成28年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務又は環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた者が実施した業務）の実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績とは、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる各部門の業務、及び東北地方整備局が発注した事業監理業務に係る用地部門の業務とする。

5) 上記 4) の実績として挙げた同種又は類似業務の業務評定点が 65 点以上であること。ただし、東北地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく評定対象業務以外の業務は、この限りでない。

6) 個別入札説明書において示す、評定対象業務の業務評定点の平均点が 60 点以上であること。ただし、評定対象業務の実績がない場合は、この限りでない。

7) 本業務の配置予定主任担当者又は事業損失部門の業務に従事する者のうち 1 名が測量士の資格を有する者であること。

(4) 配置予定主任担当者及び配置予定主任補助技術者に対する要件

配置予定主任担当者及び配置予定主任補助技術者に対する要件は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを行い、落札者を決める。

(2) 総合評価の方法は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(3) 開札後、次の順番で落札決定を通知する。なお、落札決定通知を受けた場合は、それ以降の当該一括審査方式に係る業務の入札は無効とする。

1) ①業務

2) ②業務

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20番38号

東北地方整備局 青森河川国道事務所 経理課 契約係

電話 017-734-4525 (内線 226)

(2) 入札説明書等の交付期間、提出先及び方法

1) 電子入札システムにより交付する。

交付期間は公示日から入札執行の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日の9時00分から17時00分(ただし、最終日は14時00分)とする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)により電子データを交付するので、(1)にその旨連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：令和8年9月1日(火)14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参、郵送(書留郵便に限る。提出期限必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着)(以下、「持参等」という。)により(1)に提出するものとする。

(4) 技術提案書の提出期限等

提出期限：令和8年9月30日(水)14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により(1)に提出するものとする。

(5) 従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出期限等

提出期限：令和8年9月1日(火)14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により(1)に提出するものとする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参等により(1)に提出するものとする。

入札期限：令和8年10月13日(火)14時00分

開札日時：①業務 令和8年10月14日(水)10時00分

②業務 令和8年10月14日(水)11時00分

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金：免除

②契約保証金：免除

(3) 入札の無効

1) 入札期限までに、入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人の IC カードにより電子入札システムから本業務の入札説明書及び全ての配布資料（差替・変更分含む）をダウンロードしていない者、又は契約担当官等の指定する方法（CD-R 等による貸与等）での交付を受けていない者のした入札は、無効とする。

2) 本公示に示した要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、契約担当官等により指名された者であっても、開札時に指名停止を受けている者、又は上記 2. に掲げる要件を満たしていない者及び指名されるために必要な要件のない者のした入札については無効とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4. (1) に同じ。

(7) 契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

(8) 詳細は共通入札説明書及び個別入札説明書による。